

2019年6月吉日
株式会社 建築構造センター

お客様各位

消費税法改正に伴う対応方法に関するお知らせ

日頃は当機関をご利用賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、ご高承のとおり、2019年10月1日を施行日とする消費税法の改正に伴い、消費税率が10%へ引き上がる事となっております。

つきましては、消費税率の引き上げに伴う当社の対応について、下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 非課税となる業務

下記業務については非課税のため、変更ございません。

- ① 構造計算適合性判定

2. 課税となる業務

下記業務については2019年9月30日までに結果通知書・評価書の交付（または取り下げ届の受理）が為されていない場合は、消費税率10%を適用いたします。その際は請求書を再発行させていただきますので、ご了承ください。ただし、2019年3月31日までに受付書を発行している場合は、経過措置として消費税8%が適用されます。

- ① （任意）構造計算適合性判定
- ② 建築物エネルギー消費性能判定
- ③ 耐震診断及び耐震改修評価

誠に恐れ入りますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上